

(二) 情報部 (三) 庶政部 (七) 庶務部 (八) 青年部
(九) 事業部

第三十六條 専門部ノ事業執行ニ関スル責任ハ執行委員会ニテ行フモノトス

役員

第三十七條 本組合ニ在リ役員ヲ置ク 執行委員長一名 執行委員 若干名

書記若干名

第三十八條 執行委員長ハ大会ニ於テ選出シ本組合ノ代表ス

第三十九條 執行委員ハ大会ニ於テ選出シ連任ノ責任ヲ以テ会務ヲ執行ス

第四十條 書記ハ執行委員会 以テ任命シ、事務執行ヲ補助ス

第四十一條 役員ノ任期ハ大会ニ於テ則チ大会迄トス、但シ連任ヲ妨ケス

第四十二條 役員ニシテ缺員ヲ生ジシル場合ハ拡大執行委員会ニ於テ選出 補之ル

會計

第四十三條 (一) 本組合ハ一 年五拾銭ト、(二) 本組合ノ経費ハ大会ニ於テ

決定シタル由ニスルモ其ノ基クモノトス

第四十四條 本組合ノ入会金ヲ 全三拾銭トス

第四十五條 組合費ノ以テ不足ナルノ経費ハテ償フ能ハサレ時ハ拡大執行委員会ノ決議ヲ

全ク臨時徴収スルコトヲ得

第四十六條 本組合ノ事務ハ専ラ役員ニシテ執行スルモノトス

第四十七條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第四十八條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第四十九條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十一條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十二條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十三條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十四條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十五條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十六條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十七條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十八條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第五十九條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ

第六十條 本組合ノ決議ハ大会ニ於テ之ヲ承認シ、然レモ之ヲ行ハズ